

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 二二四（略）</p> <p>二二四の二 弗化スルフルル及びこれを含有する製剤</p> <p>二二四の三（略）</p> <p>二二五 三十三（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 二二八の三（略）</p> <p>二二八の四 四・クロロ・三・エチル・一・メチル・N・「四・（パ ラトリルオキシ）ベンジル」ピラゾール・五・カルボキサミド及びこれを含有する製剤</p> <p>二二八の五 二二八の十四（略）</p> <p>二二九 三三十一の二（略）</p> <p>三三二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 三三二の二（略）</p> <p>(49) (略)</p> <p>(50) (S) シアノ・三・フェノキシベンジル（一R・三R ・二・二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 二二四（略）</p> <p>二二四の二（略）</p> <p>二二五 三十三（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 二二八の三（略）</p> <p>二二八の四 二二八の十三（略）</p> <p>二二九 三三十一の二（略）</p> <p>三三二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 三三二の二（略）</p> <p>(49) (略)</p>

2

(略)

三十三百九 (略)

(51) |
(136) |

含有するマイクロカプセル製剤

一・シクロプロパンカルボキシラートと(R)・シアノ・三
・フエノキシベンジル＝(一R・三R)・二・二・ジメチル・三
・(二・メチル・一・プロペニル)・一・シクロプロパンカルボ
キシラートとの混合物)(S)・シアノ・三・フエノキシベ
ンジル＝(一R・三R)・二・二・ジメチル・三・(二・メチル
・一・プロペニル)・一・シクロプロパンカルボキシラート九
%以上九九%以下を含有し、かつ、(R)・シアノ・三・フ
エノキシベンジル＝(一R・三R)・二・二・ジメチル・三・(二
・メチル・一・プロペニル)・一・シクロプロパンカルボキシ
ラート一%以上九%以下を含有するものに限る。(一〇%以下を

2

(略)

三十三百九 (略)

(50) |
(135) |